

年 収 の 壁

◎ 年収の壁の見直しが現実味

現行制度では、所得税に「103万円の壁」があります。年収が103万円以下であれば所得税がかからず、また扶養者が所得控除を受けられるため、税負担を軽減することが可能です。

しかし、2024年11月に行われた衆議院選挙を経て、「103万円の壁」が「178万円の壁」に引き上げられる可能性が話題となっています。

なぜならば、与党が大敗して議席が過半数に届かず、与党が政策を実現するには野党の協力が必要になったからです。

現在の与党である自民党と公明党は、比較的政策が似ている国民民主党に協力を仰ぐ考え方を持っています。国民民主党の公約の一つが「103万円の壁を178万円の壁に引き上げること」なので、年収の壁の見直しが現実味を帯びているのです。

■ 103万円の壁とは

103万円の壁とは、所得税が発生しないラインを指します。基礎控除(48万円)と給与所得控除(55万円)を合わせると103万円となり、給与が103万円以下であれば所得税は一切かかりません。

壁を越えてしまうと所得税が発生してしまうため、意図的に就業時間を調整して年収を103万円以下に抑えるパート・アルバイト従業員は多いでしょう。

また、本人の所得税負担を回避するためだけでなく、扶養者が所得控除を受けうえるうえでも「103万円の壁」が機能しています。控除対象扶養親族となる人がある場合には被扶養者の方の年間合計所得が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)であれば、以下の金額の扶養控除を受けられます。

区 分	控 除 額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	48万～58万円

たとえば、扶養者の所得税率が20%の場合、38万円の所得控除を受けられれば7.6万円の節税効果を得られます。

扶養控除を受けするためには扶養対象親族の年収が103万円以下という要件があるため、家庭全体の手取り収入を増やすために、扶養家族は「年収103万円以内に収めるように働く」という選択をしているケースが考えられるでしょう。

■ なぜ178万円という金額に変更なのか

「なぜ103万円から178万円に壁が引き上げられるのか」に関しては、1995年から現在まで年収の壁が変わっていない点が挙げられます。

103万円の壁は1995年以降、103万円に据え置かれたままで、物価上昇や賃金上昇に対応できていません。

1995年と比較して、現在の最低賃金が1.73倍になっていることから、控除合計額も「103万円×1.73＝178万円」に引き上げるべき、と考えられています。

◎ 7年度改正で引上げを明記

■ 103万円の壁 総合経済対策を閣議決定

政府は11月22日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定した。事業規模は39兆円程度となり、来年1月から電気・ガス料金の補助を再開することや住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安に給付金を支給（子どもは一人当たり2万円を加算）することなどが盛り込まれている。経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算を編成し、開会中の臨時国会での成立を目指す。

また、経済対策には、11月20日に自民、公明、国民民主の3党が経済対策に盛り込むことで合意した、いわゆる「103万円の壁」の7年度税制改正での引上げやガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）の見直し等に係る内容も明記されている。

（週刊税のしるべ 令和6年12月2日発行より）

《参考》

税の壁と社会保険料の壁

年収の壁のうち「103万円の壁」は、年収が103万円を超えると所得税が発生することから「税の壁」とも言われています。

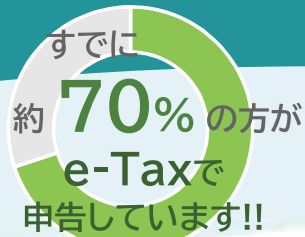
一方、「106万」と「130万」は「社会保険料の壁」とも言われています。勤務先の規模や働く時間によっては公的年金や健康保険など、社会保険料の負担が生じるためです。



国会ホームページより

確定申告を提出される方の

3人に2人の方が
e-Tax(電子申告)を利用



書面で申告書の提出をお考えの方へ...



令和7年1月から

申告書等の控えに

收受日付印の押なつを
行いません

書面で申告書を提出された場合...

申告日・申告内容の確認には
申請手続が必要です(一部有料)



e-Tax申告なら

メッセージボックス から

送信日時や申告内容を
確認できます(無料)

「メッセージボックス」に
関する質問はこちら



自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax

マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力できます！ ※ご利用には事前準備が必要です

マイナポータル連携の詳細はこちら



作成コーナー

確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成！

申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



国税の納付もキャッシュレスが選べます

振替納税



オススメ



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。
※ 個人の申告所得税・消費税(期限内申告)に限ります。



スマホから簡単にできるオンラインによる提出がオススメです！

スマホアプリ納付



e-Taxを経由して、専用サイトからPay払いを選択し納付できます。
※ アカウント残高を利用した方法のみ利用可能なため事前にチャージが必要です。
※ 納付金額が30万円以下の場合に限り利用可能です。



クレジットカード納付



専用サイトからクレジットカード情報等を入力することで納付できます。
※ 納付金額に応じた決済手数料がかかります。



その他キャッシュレス納付

ダイレクト納付

事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時又は期日を指定して納付できます。



インターネットバンキング等

インターネットバンキングやATM等により電子納付できます。





県税からのお知らせ



広島県のホームページ上で納税証明の発行可否を確認できる

「広島県継続検査用確認システム」を導入しました!

継続検査又は構造等変更検査時に自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができるか否かについての確認は、『広島県継続検査用確認システム』を使うと簡単です!

パソコンやスマホから、
いつでもどこでも 照会が可能になりました!
土日祝日、夜間も 利用可能です。

パソコン版は一度に
10台まで照会可能



広島県税のイメージ
キャラクター
タツ君

システムによる照会の対象となる自動車

- 広島運輸支局に登録がある自動車(広・広島・福山ナンバー)
- × 軽自動車及び二輪車は照会できません。お住いの市町にお尋ねください。
- × 今年度の途中で県外から転入した自動車については、照会できません。転入前(4月1日時点)の都道府県にお尋ねください。
- × 抹消登録した自動車は照会できません。

照会前に準備するもの

照会者の連絡先、自動車の登録番号(ナンバープレート)、車台番号の下4桁が必要です。車検証をご用意ください。

システムの利用方法

利用規約確認後、「上記説明を承諾しました。」にチェックを入れ、照会者の連絡先電話番号を入力します。ログイン後に、車両の情報を入力することでご利用いただけます。(照会者の連絡先電話番号は、システムの照会結果についてお伝えすべきことが発生した場合等に照会者へ連絡するために利用します。)

詳細は、広島県のホームページをご覧ください。

広島県継続検査用確認システム <https://hiroshima.jk-auve.info/pref-hiroshima/>

【 問合せ先 】 広島県北部県税事務所 0824-63-5181(代表)

庄原市からのお知らせ

申告や納税は eLTAX (エルタックス) が便利です



庄原市では、インターネットを利用した電子手続きサービス「**eLTAX**」による各種申告、申請・届出を受け付けています。

eLTAX の利用により、窓口に向いたり郵送することなく、申告の手続きが自宅やオフィスで行えます。市税の申告・届出申請には、便利な **eLTAX** をご利用ください。

1. 利用可能な手続き

庄原市でご利用いただける **eLTAX** の税目（手続き）は、主に次のものがあります。

税目	電子申告	電子申請・届出	共通納税
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> • 予定申告、中間申告、確定申告 • 修正申告 • 清算確定申告など 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人設立・設置届 • 異動届 	<ul style="list-style-type: none"> • 電子申告に係る納付 • 見込納付、みなし納付 • 更正・決定に係る納付 • 延滞金、加算金の納付
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> • 給与支払報告書 • 給与支払報告・特別徴収に関わる給与所得者異動届出 • 普通徴収から特別徴収への切替申請 • 退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票 	<ul style="list-style-type: none"> • 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 	<ul style="list-style-type: none"> • 特別徴収に係る本税の納付 • 特別徴収に係る延滞金、加算金の納付
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産 • 全資産申告 • (増加/減少)資産申告 • 修正申告など 	—	<ul style="list-style-type: none"> • eL - QR を利用した納付 • eL 番号を利用した納付
軽自動車税 (種別割)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> • eL - QR を利用した納付 • eL 番号を利用した納付

2. 利用可能な時間

午前8時30分から午後9時 ※土・日・祝、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

3. 利用の流れ

電子申告などの利用の流れは、次のとおりとなります。

- 利用届出による利用者ID、暗証番号の取得（電子証明書の取得など、別途準備も必要です）。
- eLTAX 対応のソフトウェア（無料）の取得。なお、市販の eLTAX 対応ソフトウェアをお持ちの場合は必要ありません。
- eLTAX 対応ソフトウェアから申告や納付のデータを入力し送信。

なお、既にご利用の場合は「利用届出の変更（税目の追加など）」を行い、他の申告などの項目を追加できます。詳しくは、地方税共同機構 eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ : <http://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク : <http://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk>

電話 : 0570 - 081459 (つながらない場合は 03 - 6745 - 0720)

※電話は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、土・日・祝、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

問い合わせ 庄原市 税務課 市民税係 電話 0824-73-1146

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

DAIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17広島大同生命ビル
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/
広島県広島市中区基町12-6AIG広島ビル
TEL 082-535-6010

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会
〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行 (副会長・広報総括)

塩 本 誠 二 (広報委員長)

根 波 裕 治 (広報副委員長)

定 丸 義 輝 (専務理事)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、

保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

保障はそのまま！

集団扱

集団扱への
変更は
早い方がお得！

個別扱

月払

4,780円

変更すると...
集団扱へ

月払

4,480円

月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

2024年1月現在

- 1 簡単な手続きで変更ができます。
- 2 担当代理店の変更はありません。
- 3 保障内容の変更はありません。

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Affrac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505